

平成26年10月1日から 理容所・美容所の 構造設備基準が変わります



■横浜市の理容師法施行条例及び美容師法施行条例が改正されました

横浜市の「理容師法施行条例」及び「美容師法施行条例」が改正され、平成26年10月1日から施行されます。

■新しい基準の適用について

・平成26年10月1日以降に開設の届出を行う施設

新しい構造基準等が適用されます。概要については、裏面をご覧ください。

・平成26年9月30日までに開設の届出があった施設

新しい構造基準は適用されません。

ただし、平成26年10月1日以降に行った大規模な増改築等により、新たに開設の届出が必要となる場合は、新しい基準が適用されます。

改正のポイント

主な変更点は以下のとおりです。

「洗髪専用の設備を設けること」

横浜市で理容所または美容所を開設する場合は、洗髪専用の設備を設けることが義務づけられました。ただし、頭髪に係る作業を行わない場合は必要ありません。

また、届出者が法人である場合は、開設届出書及び記載事項変更届出書に当該法人の登記事項証明書の添付（確認後、返却）が必要となります。

よくあるご質問

Q1

横浜市の理容所・美容所では洗髪が義務になるの？

A 洗髪ではなく、洗髪設備を設けることが必要になります。

Q2

現在、すでに理(美)容所を営業しているところも洗髪設備を10月1日からは設置しなければいけないの？

A 既存の施設には適用されません。10月1日以降に開設の届出又は大規模な増改築をした店舗について適用されます。

Q3

まつ毛エクステンションやひげ剃りの専門店など、髪の毛にふれない店舗も洗髪設備が必要なの？

A 頭髪に係る作業を行わない施設には適用されません。作業内容でご不明な点は下記までお問い合わせください。

○ ご不明な点は理容所・美容所の所在する区または、開設を計画している区の福祉保健センター生活衛生課までお問い合わせください。

◆ 各区福祉保健センター生活衛生課 連絡先 ◆

区名	電話番号	区名	電話番号	区名	電話番号
鶴見	510-1845	保土ケ谷	334-6363	青葉	978-2465
神奈川	411-7143	旭	954-6168	都筑	948-2358
西	320-8444	磯子	750-2452	戸塚	866-8476
中	224-8339	金沢	788-7873	栄	894-6968
南	743-8263	港北	540-2373	泉	800-2452
港南	847-8445	緑	930-2368	瀬谷	367-5752

発行：横浜市 健康福祉局 生活衛生課 (TEL:671-2456)

平成 26 年 9 月